



市 章

名護市公報

第508号

発 行 令和 8年 3月16日

発行所 名護市
総務部総務課

規 則

- 名護市規則第4号(市民課)
名護市地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する規則の公布について

訓 令

- 名護市訓令第2号(人事行政課)
名護市会計年度任用職員人事評価実施規程の公表について
- 名護市訓令第3号(人事行政課)
名護市職員人事評価実施規程及び名護市人事評価苦情相談等に関する規程の一部を改正する規程の公表について

告 示

- 名護市告示第23号(会計課)
名護市基金等の債券運用に関する要綱の公表について
- 名護市告示第24号(子育て支援課)
名護市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第25号(会計課)
名護市公金管理委員会設置要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第26号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第27号(介護長寿課)
名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第28号(建築住宅課)
名護市景観まちづくり条例に基づく景観形成書の縦覧について(告示)
- 名護市告示第29号(総務課)
令和8年第222回名護市議会定例会の招集告示について
- 名護市告示第30号(介護長寿課)

名護市老人クラブ補助金交付要綱の一部改正する要綱の公表について

- 名護市告示第31号(保育・幼稚園課)
名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第32号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業者の新規指定について(文書記号:告示)
- 名護市告示第33号(介護長寿課)
名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業実施要綱の一部改正する要綱の公表について
- 名護市告示第34号(建築住宅課)
名護市営住宅使用料等返還金支払要綱の公表について
- 名護市告示第35号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業者の新規指定について(文書記号:告示)
- 名護市告示第36号(国民健康保険課)
差押調書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第37号(生活支援課)
名護市生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱の全部を改正する要綱の公表について

公 告

- 名護市公告第8号(農業政策課)
地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更公告について
- 名護市公告第9号(農林水産課)
令和8年度松食い虫防除命令(薬剤散布による防除)について
- 名護市公告第10号(政策推進課)
名護市複合庁舎整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施及び公告について

○ 名護市公告第11号(総務課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(安部ナート川整備工事 (その1))

名護市地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 4 号

名護市地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する規則

名護市地方独立行政法人法施行規則（令和6年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「当該事業計画における最初の事業年度の開始の日の30日前」を「当該事業計画に係る事業年度の前年度の3月20日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市訓令第2号

名護市会計年度任用職員人事評価実施規程を次のように定める。

令和8年2月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市会計年度任用職員人事評価実施規程 ～別紙

名護市会計年度任用職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第2項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の目的)

第2条 会計年度任用職員に対する人事評価は、その評価を公平かつ適正に実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 人事評価 業績評価、意識・姿勢評価及び能力評価を、人事評価シートを用いて行うことをいう。
- (2) 業績評価 会計年度任用職員がその職務を遂行した結果について、過程や姿勢ではなく達成の度合い及び当該役割を果たした程度に応じて行う勤務成績の評価をいう。
- (3) 意識・姿勢評価 会計年度任用職員がその職務を遂行するに当たり発揮した取組姿勢や行動に応じて行う勤務成績の評価をいう。
- (4) 能力評価 会計年度任用職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度に応じて行う勤務成績の評価をいう。

(人事評価の対象となる会計年度任用職員の範囲)

第4条 この規程による人事評価の対象となる会計年度任用職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。ただし、次に掲げる場合は、人事評価を実施しないことができる。

- (1) 他の地方公共団体等へ派遣している会計年度任用職員
- (2) 休職、休暇、停職その他の理由により適正な人事評価を行うことが困難であると市長が認める会計年度任用職員
- (3) 評価実施時点において既に退職している会計年度任用職員
- (4) 評価実施時点において連続した3月以上の勤務期間がない会計年度任用職員
- (5) その他人事評価の実施が困難であると市長が認める会計年度任用職員

(評価者)

第5条 評価者は、1次評価者及び2次評価者に区分し、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に評価者を指定することができる。

2 1次評価において、市長が必要と認める場合は、評価補助者を置くことができる。

(人事評価の実施)

第6条 人事評価は、毎年度1回実施する。

2 評価対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(人事評価の方法)

第7条 人事評価は、業績評価、意識・姿勢評価及び能力評価の区分により実施する。

2 被評価者及び評価者は、評価項目それぞれについて、評価段階の記号（以下「個別評語」という。）を付すことにより評価を行うものとする。

3 人事評価の評価段階は、別表第2に定めるとおりとする。

(人事評価の手続等)

第8条 2次評価者は、評価対象期間の期首において、被評価者に対して、第5条に規定する区分等により評価者となる者を伝えるものとする。

2 被評価者は、職務の遂行に当たり自己管理に努め、必要に応じ評価者に報告、連絡、相談等をするものとする。

(評価の実施)

第9条 被評価者は、評価対象期間中における本人評価を行い、人事評価シートに記録した上で1次評価者に提出しなければならない。

2 1次評価者は、被評価者から提出された人事評価シートの内容を確認し、面談により本人評価の根拠等を確認し、個別評語による1次評価を行い、その人事評価シートを2次評価者に速やかに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の配置状況等を鑑み面談を行うことが難しい場合は、面談の実施を省略することができるものとする。この場合において、1次評価者は、あらかじめ被評価者に面談を省略する旨の確認を行い、評価が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

4 2次評価者は、1次評価者による評価について不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、2次評価を行う。この場合において、1次評価の内容について確認の必要があると認められるときは、1次評価者に説明を求めることができる。

5 被評価者の最終評価は、1次評価者の評価及び2次評価者の評価により決定する。

(評価者の責務等)

第10条 評価者の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 評価対象期間中、被評価者の職務遂行上の行動・態度等を客観的に観察し、必要に応じて適時適切な指導又は助言を行うとともに、その内容及び状況等を記録すること。
- (2) 前条の規定における評価を行う際は、前号により記録した事実に基づき、被評価者の本人評価の妥当性を検証するとともに、人事評価シートにより客観的で公正な人事評価を行うこと。
- (3) 前条第2項に規定する面談に当たっては、被評価者に対して評価の内容を伝え、人材育成等の観点から適切な指導又は助言を行うこと。
- (4) 被評価者に対し人事評価制度の意義、手続等を周知するとともに、被評価者からの求めに応じ、評価内容、評価理由等に関する説明を行うこと。
- (5) 自らの管理監督能力の向上及び評価者としての評価技術の向上に努めること。

2 評価者は、人事評価に関し知り得た秘密及び人事評価の結果を、この規程の定める手続以外に本人又は本人以外のものに開示し、又は漏らしてはならない。

(会計年度任用職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、会計年度任用職員が年度途中で異動した場合又は併任された場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

(人事評価の調整)

第12条 総務部長及び人事行政課長は、部署間の人事評価の結果に不均衡が認められた場合には、評価者の実施した評価に対する妥当性を検証し、これを調整するものとする。

(人事評価結果の活用)

第13条 評価者は、人事評価の結果を会計年度任用職員の人材育成に積極的に活用するように努めるものとし、被評価者は自らの能力開発、業務改善等に積極的に活用するものとする。

2 人事評価の結果は、法第23条の規定に基づき、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(苦情相談等への対応)

第14条 人事評価の結果及び制度運用等に対する疑義への対応は、苦情相談対応、相談申立て及び異議申立て（以下この条において「苦情相談等」という。）により行うものと

する。

2 被評価者は、苦情相談等を行ったことによって不利益な取扱いを受けない。

3 苦情相談等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(人事評価制度に係る情報の提供)

第15条 総務部長は、評価者及び被評価者に対して、人事評価制度の理解と評価能力の向上のために、人事評価制度に係る情報等を適宜周知するものとする。

(人事評価書類等)

第16条 人事評価の手続及び実施において使用する様式は、別に定める。

2 人事評価に関する書類等は、当該人事評価を実施した年度の翌年度の4月1日から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 人事評価に関する事務に従事する職員は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合又は職員でなくなった場合においても同様とする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前において既に実施している令和7年度の人事評価の手続については、この規程に基づき実施したものとみなす。

別表第1 (第5条関係)

被評価者	1次評価者	2次評価者
会計年度任用職員	係長級	課長級

別表第2 (第7条関係)

評価段階	業績評価領域	意識・姿勢評価領域	能力評価領域
S+	期待を大幅に上回る成果を上げた。 上位の職位でもSに相当する成果を上げた。	他の模範となるほどの意識・姿勢であり、実際に他に好影響を与えた。	期待する水準を大幅に上回る能力レベルであった。 上位の職位でもSに相当

		上位の職位でもなかなか実行できないものであった。	するレベルであった。
S	期待を上回る成果を上げた。	期待を上回る意識・姿勢が見られた。	期待を上回る能力レベルであった。
A	おおむね期待どおりの成果を上げた。	おおむね期待どおりの意識・姿勢が見られた（改善した）。	おおむね期待する能力レベルであった。
B	業務はかろうじて遂行されたが、期待を下回る成果であった。	業務はかろうじて遂行されたが、期待以下の意識・姿勢であった。	期待を下回る能力レベルであった。
C	期待を大幅に下回る成果であった。 業務に支障を来した。	期待を大幅に下回る意識・姿勢であった。 業務に支障、他に悪影響を及ぼした。	期待を大幅に下回る能力レベルであった。 業務に支障を来すレベルであった。

名護市訓令第3号

名護市職員人事評価実施規程及び名護市人事評価苦情相談等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市職員人事評価実施規程及び名護市人事評価苦情相談等に関する規程の一部を改正する規程 ～別紙

名護市職員人事評価実施規程及び名護市人事評価苦情相談等に関する規程の一部を改正する規程

(名護市職員人事評価実施規程の一部改正)

第1条 名護市職員人事評価実施規程(令和3年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第3条第2号中「遂行するにあたり挙げた業績を把握した上で行われる当該業績に応じた」を「遂行した結果について、過程や姿勢ではなく達成の度合い及び当該役割を果たした程度に応じて行う」に改め、同条第3号中「行動を把握した上で行われる」を「行動に応じて行う」に改め、同条第4号中「能力を把握した上で行われる当該能力の程度に応じた」を「能力の程度に応じて行う」に改める。

第4条中「任命権者にかかわらず」を削る。

第7条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「評価者」を「被評価者及び評価者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項を同条第3項とする。

第9条の見出し中「期首における」を削る。

(名護市人事評価苦情相談等に関する規程の一部改正)

第2条 名護市人事評価苦情相談等に関する規程(令和3年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令」を「規程」に改め、「以下「実施規程」という。」を削り、「第15条」の次に「及び名護市会計年度任用職員人事評価実施規程(令和年訓令第 号)第15条」を加える。

第2条第1項中「訓令」を「規程」に改め、同項第1号中「一般職の職員」の次に「(教育委員会のうち人事評価の実施について別段の基準を適用する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第2項中「訓令」を「規程」に改め、「名護市職員人事評価実施規程」の次に「及び名護市会計年度任用職員人事評価実施規程」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第23号

名護市基金等の債券運用に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

名護市長 渡具知 武豊



名護市基金等の債券運用に関する要綱 ～別紙

名護市基金等の債券運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市公金管理運用方針（平成17年3月16日制定）の規定に基づく債券の取得、管理及び処分に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(運用資金)

第2条 運用資金は、基金、歳計現金及び歳計外現金とする。

(運用の基本原則)

第3条 資金の運用に当たっては、名護市公金管理運用方針に基づき、次に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 安全性の確保 元本の安全性の確保を最優先とし、資金元本が損なわれることがないように安全な金融商品により保管及び運用を行うこと。
- (2) 流動性の確保 想定外の支出にも対応できるよう資金の流動性を常に確保すること。
- (3) 効率性の追求 安全性及び流動性を確保した上で、金融情勢の変化に応じた効率的な運用により収益の最大化に努めること。

(購入対象債券)

第4条 購入の対象とする債券は、元本及び利息の支払が確実な債券で、流動性を確保するため、運用期間が5年以内の次に掲げる債券とする。

- (1) 国債（日本国の国債に限る。）
- (2) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証する債券をいう。）
- (3) 地方債（地方公共団体が発行する債券をいう。）
- (4) 地方公共団体金融機構債券（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）第40条第1項に規定する債券をいう。）
- (5) 高速道路会社債（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社が発行する債券をいう。）
- (6) 財投機関債（財政投融资を活用している独立行政法人が発行する債券をいう。）

2 前項に規定する債券のうち、購入価格が額面価格以下となるものを購入する。ただし、購入価格が額面価格を超える場合は、満期償還時までの受取利子が額面価格と購入価格との差額を上回る場合に限り購入できるものとする。

(運用先の選定)

第5条 運用先の選定に当たっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち効率性の高い方式を用いるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは相対方式により購入する。

2 運用先は、市内に営業店舗を有し、かつ、地方公共団体の資金の運用に実績があり、資金の運用に最適な支援を行うことができる金融機関又は次の条件をすべて満たす証券会社から選定する。

- (1) 県内に本店又は支店を有していること。
- (2) 購入予定日前3か月以内に金融庁から金融商品取引法第52条に規定する処分を受けていないこと。
- (3) 名護市公金管理委員会が適当と認める者であること。

(債券運用期間等)

第6条 購入した債券は、元本及び利息を確保するため、満期償還日まで保有す

るものとする。ただし、事業に充当するため必要が生じた場合や効率的に運用できる場合は、償還期日前に償還できるものとする。

(運用収益)

第7条 運用収益は、購入時の各基金の運用額の割合で按分し、運用収益を収入する年度の3月31日までに、それぞれの基金に配分し積み立てるものとする。

2 債券の償還差損益等の処理は、別表のとおりとする。

(債券残高の報告)

第8条 会計管理者は、購入した債券の残高確認のため、債券登録口座を有する金融機関等の3月末における取引残高を市長に報告するものとする。

(購入債券の管理)

第9条 会計管理者は、債券購入又は売却後、債券ごとに確定した事項を遅滞なく記録し、保管するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	処理方法
償還差益（アンダーパー）	<ul style="list-style-type: none">・満期償還日の属する年度において、償還差益として処理する。・毎年度の受取利息は、運用益として処理する。
償還差益（オーバーパー）	<ul style="list-style-type: none">・購入時に算定される差損を最初の受取利息から当該差損に該当する金額を直接元金に充当し、債券の帳簿価格から当該差損に相当する金額を減じる。・最初の受取利息にて当該差損にかかる金額が不足する場合は、当該差損に該当する金額を満たすまで毎年度の受取利息から充当し、残利息は、毎年度の運用益として処理する。
売却益	<ul style="list-style-type: none">・売却日の属する年度において、当該売却益として処理する。
売却損	<ul style="list-style-type: none">・売却日の属する年度において、運用する資金の運用収益総額から、当該売却損に相当する金額を直接減額する。

名護市告示第 24 号

名護市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

名護市長 渡具知 武豊



名護市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱 別紙

名護市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱
 名護市産後ケア事業実施要綱（令和3年告示第92号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 （事業の対象者）</p> <p>第2条 事業の利用対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業の利用申請日及び事業の利用日において母子ともに市に住所を有し、次の各号の全てに該当するものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、市長が支援を要すると認める<u>場合は、対象者としてすることができる。</u> （事業の種類等）</p> <p>第3条 市長は、前条に規定する対象者が必要とする<u>別表第1</u>に掲げるいずれかの支援を実施する。</p> <p>第4条及び第5条 略 （利用期間及び利用回数）</p> <p>第6条 前条第2項の規定により決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、1人につき出産日から産後1年を迎える日の前日までとし、その利用回数は、<u>別表第1</u>に規定する支援の合計で5回以内とする。ただし、市長が母子の状況により引き続き事業の利用が必要であると認める場合は、利用回数又は利用期限を超えて事業を利用することができる。</p> <p><u>2 宿泊型の利用期間は、原則として7日間以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。</u></p> <p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 （自己負担額）</p> <p>第7条 利用者は、<u>別表第1</u>に掲げる支援を利用したときは、同表に掲げる世帯種別に応じ、同表に定める実費負担額を負担<u>するとともに、利用者が事業者に対して直接支払うものとする。</u></p>	<p>第1条 略 （事業の対象者）</p> <p>第2条 事業の利用対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業の利用申請日及び事業の利用日において母子ともに市に住所を有し、次の各号の全てに該当するものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、市長が支援を要すると認める<u>母子については対象者とする。</u> （事業の種類等）</p> <p>第3条 市長は、前条に規定する対象者が必要とする<u>別表</u>に掲げるいずれかの支援を実施する。</p> <p>第4条及び第5条 略 （利用期間及び利用回数）</p> <p>第6条 前条第2項の規定により決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、1人につき出産日から産後1年を迎える日の前日までとし、その利用回数は、<u>別表</u>に規定する支援の合計で5回以内とする。ただし、市長が母子の状況により引き続き事業の利用が必要であると認める場合は、利用回数又は利用期限を超えて事業を利用することができる。</p> <p><u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 （自己負担額）</p> <p>第7条 利用者は、<u>別表</u>に掲げる支援を利用したときは、同表に掲げる世帯種別に応じ、同表に定める実費負担額を負担<u>しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の実費負担額については、市が委託した事業所を利用する場合には、利用者が事業者へ直接支払うものとする。</u></p>

2 利用者は、前条第6項に規定する期日までに利用日変更又は中止の連絡を行わずに事業を利用しなかった場合は、別表第1の実費負担額の6回以上の欄に定める額をキャンセル料として事業者へ支払わなければならない。この場合において、非課税世帯・生活保護世帯におけるキャンセル料は発生しない。

(再交付)

第8条 利用者は、利用券を紛失、汚損又は破損したときは、名護市産後ケア事業利用券再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。

2 汚損又は破損に係る前項の再交付の申請については、申請書に汚損又は破損した利用券を添付しなければならない。

(委託料)

第9条 市が委託した事業者に対して支払う費用は、別表第1の委託基準額から実費負担額を差し引いた金額とする。

2 事業の実施に当たり、事業者への委託料の加算については、次の各号のとおりとする。

(1) 多胎児加算 産後ケア事業(宿泊型・通所型・訪問型)利用にかかる乳児が多胎児である場合は、2人目以降の1人につき、別表第2に定める額を加算する。

(2) 夜間に職員配置を2名以上に行っている加算 産後ケア事業(宿泊型)の実施施設において、午後6時から翌朝の午前8時まで助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に別表第2に定める額を加算する。この場合において、実施1回・子1人に対するもので、1か所当たり一月256,700円を上限額とする。

(3) 兄弟や生後4か月以降の児の受入加算 産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施施設において、対象児以外の兄弟を受け入れた場合と、生後4か月以降の対象児を受け入れた場合に別表第2に定める額を加算する。この場合において、実施1回・子1人に対するもので、1か所あたり一月182,900円を上限額とする。

3 事業者は、この事業の収支の経理状況を明らかにするよう努めな

3 利用者は、前条第5項に規定する期日までに利用日変更又は中止の連絡を行わずに事業を利用しなかった場合は、別表に定める実費負担額を支払わなければならない。

(利用料の免除申請)

第8条 別表に掲げる宿泊型の支援を希望する者のうち、非課税世帯・生活保護世帯に該当する者が自己負担額(1～5回目に限る)の免除を希望する場合は、名護市産後ケア事業宿泊型利用料免除申請書(様式第4号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受け利用料免除を決定したときは、名護市産後ケア事業宿泊型免除利用券を発行するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請を受け事業の利用料免除を不適当と認めるときは、名護市産後ケア事業宿泊型利用料免除不承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

ればならない。

4 キャンセルによりサービスの実施がされなかった日の委託料は、発生しない。

(実施報告)

第10条 事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、市長が別で指定する名護市産後ケア事業実施報告書により、実施内容を市長へ報告するものとする。ただし、3月分については、当該月末までに報告しなければならない。

(費用の助成)

第11条 市長は、第6条に規定する利用者のうち、本市と委託契約を締結していない事業者（以下「委託外事業者」）において産後ケアを受けた利用者（以下「助成対象者」という。）が、委託外事業者に費用を支払って産後ケアを受けたときは、当該費用について、別表第1に定める委託基準額を限度とし、第6条に定める利用回数を限度として、助成対象者に対し、助成金を交付することができる。

(助成金の申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、名護市産後ケア費用助成金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、産後ケアを利用した年度の3月31日までに市長へ申請するものとする。ただし、申請期間については市長が認めた場合はこの限りでない。

(1)～(4) 略

(助成金交付の決定等)

第13条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、速やかに当該申請書等を審査し、名護市産後ケア事業助成金交付決定兼確定（却下）通知書（様式第6号）により助成金申請者に決定の可否を通知するものとする。

2及び3 略

(補則)

第14条 略

別表第1（第3条、第7条、第9条、第11条関係）

表略

(費用の助成)

第9条 市長は、第6条に規定する利用者のうち、本市と委託契約を締結していない事業者（以下「委託外事業者」）において産後ケアを受けた利用者（以下「助成対象者」という。）が、委託外事業者に費用を支払って産後ケアを受けたときは、当該費用について、別表に定める委託基準額を限度とし、第6条に定める利用回数を限度として、助成対象者に対し、助成金を交付することができる。

(助成金の申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、名護市産後ケア費用助成金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、産後ケアを利用した年度の3月31日までに市長へ申請するものとする。ただし、申請期間については市長が認めた場合はこの限りではない。

(1)～(4) 略

(助成金交付の決定等)

第11条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、速やかに当該申請書等を審査し、名護市産後ケア事業助成金交付決定兼確定（却下）通知書（様式第7号）により助成金申請者に決定の可否を通知するものとする。

2及び3 略

(補則)

第12条 略

別表（第3条、第7条、第8条、第9条関係）

表略

別表第2 (第9条関係)

加算項目	種別	加算額
多胎児加算	宿泊型	6,000円
	通所型 (6時間)	3,000円
	通所型 (3時間)	1,500円
	通所型 (1時間)	500円
	訪問型	1,500円
夜間に職員配置を2人以上にしている加算	宿泊型	29,000円
兄弟や生後4か月以降の児の受入加算	宿泊型	24,000円
	通所型 (6時間)	6,000円
	通所型 (3時間)	3,000円
	通所型 (1時間)	1,000円

(新設)

様式第1号 (第5条関係)

名護市産後ケア事業利用申請書兼同意書

年 月 日

名護市長 殿

産後ケア事業の利用を希望するので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏 名	(利用者との関係:)
	住 所	

利用者氏名	(申請者と異なる場合のみ記入)	生年月日	年 月 日
利用者の住所	(申請者と異なる場合のみ記入) 名護市		
利用者の電話番号			
緊急時の電話番号			
出産予定日又は出産日		年 月 日	
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯 (市民税所得割) <input type="checkbox"/> 左記以外		
備 考			

同意欄

私は、産後ケア事業の利用申請にあたり次の事項に同意します。

- 1 名護市による利用決定後、サービス利用日程調整を利用者とサービス提供事業者にて行う。
なお、調整によっては希望に添えない場合もあること。
- 2 利用者の情報を必要な範囲でサービス提供事業者に提供すること。
- 3 サービス利用者の状況・結果及び得られた情報について、今後の子育て支援のために医療機関等と情報共有すること。
- 4 名護市が住民基本台帳等による世帯状況及び所得状況について調査すること。

※署名:

本人確認				
対応職員		決定年月日	年 月 日	承認・不承認

様式第1号 (第5条関係)

名護市産後ケア事業利用申請書兼同意書

年 月 日

名護市長 殿

産後ケア事業の利用を希望するので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏 名	(利用者との関係:)
	住 所	

利用者氏名	(申請者と異なる場合のみ記入)	生年月日	年 月 日
利用者の住所	(申請者と異なる場合のみ記入) 名護市		
利用者の電話番号			
緊急時の電話番号			
出産予定日又は出産日		年 月 日	
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯 (市民税所得割) <input type="checkbox"/> 左記以外		
備 考			

同意欄

私は、産後ケア事業の利用申請にあたり次の事項に同意します。

- 1 名護市による利用決定後、サービス利用日程調整を利用者とサービス提供事業者にて行う。
なお、調整によっては希望に添えない場合もあること。
- 2 利用者の情報を必要な範囲でサービス提供事業者に提供すること。
- 3 サービス利用者の状況・結果及び得られた情報について、今後の子育て支援のために医療機関等と情報共有すること。
- 4 名護市が住民基本台帳等による世帯状況及び所得状況について調査すること。

※署名:

本人確認				
対応職員		決定年月日	年 月 日	

様式第2号・様式第3号 略

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

名護市産後ケア事業利用券再交付申請書

名護市長 殿

申請者 住 所：
氏 名：
電話番号：

次のとおり、産後ケア事業利用券の再交付を申請します。

利 用 者 氏 名	
利 用 者 生 年 月 日	年 月 日
再 交 付 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損
備 考	

様式第2号・様式第3号 略

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

名護市産後ケア事業宿泊型利用料免除申請書

名護市長 あて

申請者 住 所 名護市
氏 名
電話番号

産後ケア事業の利用に際し免除を受けたいので、名護市産後ケア事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

また、この申請に当たり、当該利用料免除の適否の審査に必要な範囲内において、市長が利用者とその世帯員の課税台帳等を閲覧することに同意します。このことは、私の世帯員の同意を得ています。

申請者	氏 名	
	住 所	名護市
	生年月日	
減免の理由	<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯	
	該当するものに○をつけてください。	

※免除の理由を証する書類を添付してください。

(削除)

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市産後ケア事業宿泊型利用料免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました名護市産後ケア事業宿泊型利用料免除について、下記の理由により不承認とすることを決定しましたので通知します。

記

不承認の理由

様式第5号 (第12条関係)

名護市産後ケア費用助成交付申請書

年 月 日

名護市長 殿

※太枠のみ記入してください

フリガナ						生年月日
利用者氏名						年 月 日
児の氏名						年 月 日
住所	名護市 (電話番号:)					
サービス種別 ^{※1}	実施日	利用施設名	支払料金	助成金上限額	助成金額	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
合計金額			円		円	

※1 サービス種別: 宿泊型、通所型6時間、通所型3時間、通所型1時間、訪問型

【添付書類】

- 名護市産後ケア事業実施報告書(様式第4号)
- 利用した回数にかかる名護市産後ケア利用券
- 利用した施設の領収書の原本(産後ケア利用の領収書と確認できるもの)
- 請求者の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (※必ずお書きください)	口座名義
1. 銀行 〇〇支店 2. 中央 〇〇支店 3. 信用 〇〇支店 4. 信託 〇〇支店	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		利用者名義に限る カナ(又はアルファベット)
金融機関番号	店番号			※通帳の表記に合わせてください

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

様式第6号 (第10条関係)

名護市産後ケア費用助成交付申請書

年 月 日

名護市長 殿

※太枠のみ記入してください

フリガナ						生年月日
利用者氏名						年 月 日
児の氏名						年 月 日
住所	名護市 (電話番号:)					
サービス種別 ^{※1}	実施日	利用施設名	支払料金	助成金上限額	助成金額	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
	年 月 日		円	円	円	
合計金額			円		円	

※1 サービス種別: 宿泊型、通所型6時間、通所型3時間、通所型1時間、訪問型

【添付書類】

- 名護市産後ケア事業実施報告書(様式第4号)
- 利用した回数にかかる名護市産後ケア利用券
- 利用した施設の領収書の原本(産後ケア利用の領収書と確認できるもの)
- 請求者の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (※必ずお書きください)	口座名義
1. 銀行 〇〇支店 2. 中央 〇〇支店 3. 信用 〇〇支店 4. 信託 〇〇支店	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		利用者名義に限る カナ(又はアルファベット)
金融機関番号	店番号			※通帳の表記に合わせてください

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

様式第6号 (第13条関係)

名護市産後ケア事業助成金交付決定兼確定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

名護市長

年 月 日付申請がありました産後ケア事業に係る助成金について次のとおり決定兼確定(却下)しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定兼確定額

助成金 交付決定兼確定額	金	円
-----------------	---	---

2 助成金不交付決定(却下)

理由	
----	--

様式第7号 (第11条関係)

名護市産後ケア事業助成金交付決定兼確定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

名護市長

年 月 日付申請がありました産後ケア事業に係る助成金について次のとおり決定兼確定(却下)しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定兼確定額

助成金 交付決定兼確定額	金	円
-----------------	---	---

2 助成金不交付決定(却下)

理由	
----	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第25号

名護市公金管理委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

名護市長 渡具知 武豊



名護市公金管理委員会設置要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市公金管理委員会設置要綱の一部を改正する要綱
 名護市公金管理委員会設置要綱（平成17年告示第21号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 名護市における公金の管理運用について、金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金を安全かつ効率的に運用するため、名護市公金管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。</p> <p>(1) <u>公金管理運用方針及び公金管理運用基準の改廃等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>安全な金融機関及び安全な金融商品の選択に関すること。</u></p> <p>(3) <u>預託金融機関及び債権発行体の経営状況判断等に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長には、会計管理者を、副委員長には、総務部長をもって充てる。</p> <p>3 <u>委員は、総務部財政課長、再編交付金基金担当課長(主幹)、会計課長、教育委員会総務課長及び環境水道部経営課長をもってこれに充てる。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 <u>委員会は、委員長及び副委員長を含めた委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p>3 <u>委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>4 <u>委員会の審議事項について、やむを得ない理由により委員会の開催が困難な場合において、委員全員が書面又は電磁的な</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 名護市における公金管理運用について、金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金を安全かつ効率的に運用するため、名護市公金管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。</p> <p>(1) <u>安全な金融機関及び安全な金融商品の選択に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公金管理運用方針及び公金管理運用基準の検証に関すること。</u></p> <p>(3) <u>預託金融機関の破綻リスクへの対応に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長に会計管理者、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>総務部財政課長 会計課長 環境水道部経営課長</u></p> <p>(新規)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>(新規)</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(新規)</p>

<p><u>方法により同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を可決する旨の委員会における決定があつたものとみなす。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>
--	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市公金管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 名護市における公金の管理運用について、金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金を安全かつ効率的に運用するため、名護市公金管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公金管理運用方針及び公金管理運用基準の改廃等に関すること。
- (2) 安全な金融機関及び安全な金融商品の選択に関すること。
- (3) 預託金融機関及び債権発行体の経営状況判断等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、会計管理者を、副委員長には、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務部財政課長、再編交付金基金担当課長(主幹)、会計課長、教育委員会総務課長及び環境水道部経営課長をもってこれに充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び副委員長を含めた委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会の審議事項について、やむを得ない理由により委員会の開催が困難な場合において、委員全員が書面又は電磁的な方法により同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を可決する旨の委員会における決定があったものとみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成17年3月28日告示第21号)

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第41号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第80-3号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月21日告示第156-2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

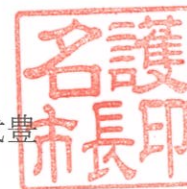
公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年2月13日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税額			納税義務者
		税目	年度	期別	
12114	督促状	国民健康保険税	令和6年度	第8期	玉城 道保
12114	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第3-6期	玉城 道保

名護市告示第27号

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月17日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市附属機関の設置に関する条例（平成16年条例第5号）別表に規定する名護市地域保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市長は、地域保健福祉計画その他の保健、福祉、医療に係る計画を委員会に諮問し、委員会は、これを審議して答申することを所掌事務とする。

2 委員会は、次の各号に掲げる部門ごとに設置するものとし、当該各号に掲げる計画の審議を行うものとする。

- (1) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定による成年後見制度利用促進基本計画
- (2) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（高齢者及び介護保険部門） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保健事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定による認知症施策推進計画
- (3) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（障害福祉部門） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による障害福祉計画
- (4) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（健康増進及び食育部門） 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく健康増進計画並びに食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に基づく食育推進基本計画
- (5) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（沖縄愛楽園将来構想部門） 地域の保健、福祉及び医療に係る国立療養所沖縄愛楽園の将来構想

(組織)

第3条 委員会は、9人以内で構成し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員会の構成員は部門ごとに市長が別で定める者とし、部門ごとに兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、各計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門間等会議)

第7条 委員会は、計画に関し部門間で協議することが必要と認めるときは、部門間において会議することができる。

2 前項の場合において、会議の議長は、各部門の会長のうちから互選により選任するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会は、その所掌事務を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長が別で定める。

(補則)

第10条 この要綱に規定するもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、部門ごとに市長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年1月8日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月12日告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年1月27日告示第13号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年9月1日告示第156―2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年2月17日告示第27号）

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第 28 号

名護市景観まちづくり条例施行規則第 12 条における関係区域を定めたので、同規則第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 18 日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 対象事業の名称
(仮称) カヌチャ Condominium ホテル計画
- 2 縦覧場所
 - ・名護市 建設部 建築住宅課
 - ・久志支所

名護市告示第29号

令和8年第222回名護市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月20日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年3月2日

2 場 所 名護市議会議事堂

名護市告示第30号

名護市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月20日

名護市長 渡具知 武豊



名護市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する要綱
名護市老人クラブ補助金交付要綱（平成24年告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) その他の老人クラブ</u></p> <p><u>前号に該当しないクラブで、常時会員の6割以上が活動に参加するクラブ</u></p> <p>第3条 補助金を交付すべき補助対象及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 小規模老人クラブ</u></p> <p><u>会員数が前号達しないクラブで年間を通して活発な活動を行い、常時会員数の6割以上が参加する次の条件を満たす地域のクラブ</u></p> <p><u>ア 字又は自治会の60歳以上人口が20人未満の地域であること。</u></p> <p><u>イ 近隣の老人クラブとの合併が不適當な地域であること。</u></p> <p><u>ウ 公共交通機関（乗合バス）による通行の便が悪い地域であること。</u></p> <p><u>と。</u></p> <p><u>(3) その他の老人クラブ</u></p> <p><u>前各号に該当しないクラブで、常時会員の6割以上が活動に参加するクラブ</u></p> <p>第3条 補助金を交付すべき補助対象及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。</p>

補助対象。	補助額。	補助対象事業。	補助対象経費。
名護市老人クラブ連合会補助金。	予算の定める範囲内で算出した額。	<u>老人クラブ連合会が行う活動事業費、老人スポーツ大会、事務費及びその他市長が必要と認める事業。</u>	<u>市町村老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。</u>
単位老人クラブ補助金。	<u>・適正老人クラブ (3,800円×活動日数) + (310円×会員数) +11,000円。</u> <u>・その他老人クラブ (2,600円×活動日数) + (310円×会員数) +11,000円。</u>	<u>老人クラブが行う社会奉仕事業、健康増進事業、教養講座の開催事業、世代交流事業及びその他市長が必要と認める事業。</u>	<u>報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。</u>

以下 略

補助対象。	補助額。	補助対象経費。
名護市老人クラブ連合会補助金。	予算の定める範囲内で算出した額。	<u>名護市老人クラブ連合会活動事業、老人スポーツ大会、老人社会奉仕団活動事業等に補助。</u>
単位老人クラブ補助金。	<u>予算の定める範囲内で算出した額。</u>	<u>適正クラブ、その他の老人クラブ (小規模老人クラブを含む) 等に補助。</u>

以下 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第31号

名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月20日

名護市長 渡具知 武豊



名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人工呼吸器による呼吸補助、その他日常生活を営むために不可欠な医療行為（以下「医療的ケア」という。）が必要な状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 市内に所在し、次のいずれかに該当するもののうち、国、県又は市以外のものが設置したものをいう。
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所
- (2) 看護師等 私立保育所等に勤務する看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。
- (3) 保育士等 私立保育所等に勤務する保育士及び保育教諭（当該私立保育所等を運営する個人又は法人の役員を除く。）をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号から第3号までに掲げる小学校就学前の子どもに該当する医療的ケア児を受け入れる私立保育所等が実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 基本事業 看護師等又は喀痰吸引等研修を修了し、たんの吸引等の登録認定を受けた保育士等（以下「認定特定行為業務従事者」という。）、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する事業
- (2) 研修受講支援事業 保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講のほか、保育士等及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要となる知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修受講を支援する事業
- (3) 保育士等補助者配置事業 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う事業
- (4) 医療的ケア児の備品補助 医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品の整備事業

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する対象事業を実施する私立保育所等を運営する者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、第3号は、第1号に定める事業を実施する場合に限り対象とする。

(1) 基本事業

ア 看護師等及び認定特定行為業務従事者の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する経費及びこれらの支出に係り補助対象者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する経費

イ 看護師等の配置に係り人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く上記アに相当する経費

(2) 研修受講支援事業

ア 保育士等及び看護師等の研修受講に要する受講料、テキスト代及び交通費等に相当する経費

イ 保育士等及び看護師等の研修受講に係る代替職員の配置に要する前号ア及びイに相当する経費（子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象として算定される保育士1人当たり、年間3日分の費用に相当する経費を除く。）

(3) 保育士等補助者配置事業 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配に要する第1号ア及びイに相当する経費

(4) 医療的ケア児の備品補助 医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品の購入経費（備品購入費）

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、私立保育所等ごとに、前条第1項各号の経費について、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額は1,000円未満を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類

(2) 収支予算書

(3) 雇用契約書又は労働条件通知書その他雇用契約内容が判明する書類の写し

(4) 補助事業に係る看護師等が派遣された者である場合は、派遣内容がわかるものの写し

(5) 補助事業に係る看護師等の免許証、保育士等の資格証及び認定特定行為業務従事者認定証の写し

(6) 医療的ケア児の主治医の意見書及び指示書の写し

(7) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等の取組み計画

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定（却下）通知書

(様式第2号)により通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による補助事業の変更は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)によるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付変更交付決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長が必要と認めた場合において、補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出し、概算払を受けることができる。

(事業の中止又は廃止)

第11条 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の申出は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)によるものとする。

2 市長は、前項の申請を受け、当該中止又は廃止についてやむを得ないものと認めるときは、中止又は廃止を承認し、申請者に対し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付に係る精算額が確認できる書類

(2) 収支決算書

(3) 貸金台帳等対象経費の支出額が確認できる書類

(4) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等の取組み実績

(5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、市長が指定する日までに名護市医療的ケア児保育支援事業補助金精算払請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(調査及び返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助金の執行状況について必要な事項を調査することができる。

2 市長は、前項の調査等により、補助事業者が虚偽の申請で補助金の交付を受けたと認められた場合又は補助金を対象となる経費以外に使用したと認める場合は補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 （令和8年2月20日改正 告示31号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する

別表（第6条関係）

基準額等	
(1) 基本事業 ア 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額5,290,000円 イ 看護師等を配置せず保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額4,950,000円	2名以上の医療的ケア児を受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。
(2) 研修受講支援事業 1か所当たり 年額300,000円	第3号は第1号に定める事業を実施する場合に限り対象とする。
(3) 保育補助者配置事業 1か所当たり 年額2,232,000円	
(4) 備品補助 1か所当たり 年額100,000円	

名護市告示第 32 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項本文に規定する第一号事業の指定事業者の指定について、同法第 115 条の 45 の 5 の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 27 日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	株式会社 H I T O W A
主たる事務所の所在地	東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
代表者の氏名及び職名	代表取締役 須原 清貴
事業所の名称	イリーゼ今帰仁訪問介護センター
事業所の所在地	沖縄県国頭郡今帰仁村湧川 571-1
介護保険事業所番号	4771400142
指定年月日	令和 8 年 3 月 1 日
指定の有効期間	令和 8 年 3 月 1 日 ～ 令和 14 年 2 月 29 日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業 (旧介護予防訪問介護相当サービス)

名護市告示第33号

名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱
名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業実施要綱（令和7年4月1日告示第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 第5条 略 2 市長は、申請者の便宜を図るため、<u>地域包括支援センター</u>等を経由して、前項に規定する申請を受理することができる。</p> <p>3 市長は必要に応じて、<u>地域包括支援センター</u>等に、実態調査を行わせることができる。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 第5条 略 2 市長は、申請者の便宜を図るため、<u>地域型地域包括支援センター及び在宅介護支援センター</u>等を経由して、前項に規定する申請を受理することができる。</p> <p>3 市長は必要に応じて、<u>地域型地域包括支援センター及び在宅介護支援センター</u>等に、実態調査を行わせることができる。</p> <p>以下 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第34号

名護市営住宅使用料等返還金支払要綱を次のように定める。

令和8年3月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市営住宅使用料等返還金支払要綱 ～別紙

名護市営住宅使用料等返還金支払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の責に帰すべき理由がある市営住宅使用料等における過誤納金及びこれに係る利息相当額（以下これらを「返還金」という。）を当該納付者に返還することにより、納付者の不利益を補填し、市営住宅使用料等の公平性の確保及び行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づき支出する。ただし、過誤納金のうち民法第166条第1項に規定により還付することができないもの及び当該過誤納金に係る利息相当額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出する。

(返還の対象者)

第3条 市長は、過誤納金が判明したときは、納付者等に対して返還金を支払うものとする。ただし、当該納付者が死亡している場合はその相続人に対して返還金を支払うものとする。

2 前項ただし書の場合において、相続人が複数いるときは代表相続人に返還金を支払うものとする。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金

(2) 過誤納金に係る利息相当額（以下「還付加算金」という。）

2 返還金の支払対象となる過誤納金について、市が調査等により確認できるものについては、過誤納金に係る収納日の翌日から20年以内の期間に限り遡って返還することができる。

3 前項の過誤納金の算定において、市が保有する記録等で保存年限を経過し、算定できない場合であっても、返還対象者が所持する収入認定通知書、その他これに準ずる書類等により算定が可能であり、かつ、当該過誤納金について、納付又は納入が実際に行われていることを確認できる場合に限り、これを行うものとする。

4 還付加算金の額は、過誤納金に係る収納日の翌日を起算日とし、返還を決定した日までの日数に応じ、当該過誤納金に民法第404条に規定する法定利率を乗じて得た額とする。この場合において、過誤納金を収納した日が確認できないときは、当該過誤納金の法定納期限日を収納のあった日とみなす。

5 還付加算金の端数計算については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2の規定の例によるものとする。

(返還金の決定)

第5条 市長は、返還金を支払うときは、第3条に規定する返還金の対象者に市営住宅使用料等返還金決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 返還金の対象者は、前項の通知の内容に疑義があるときは、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認められるときは、当該通知をした返還金の額を変更し、市営住宅使用料等返還金変更通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(返還金の請求)

第6条 返還金の支払いを受けようとする者は、市営住宅使用料等返還金支払請求書（様式第3号）により市長に対して請求を行うものとする。

2 市営住宅使用料等を口座振替で支払いしている者又は以前に市営住宅使用料等の返還を受けた者が、当該口座に振込むことを希望する場合には、前項の請求書の提出は不要とする。

(返還金の支払)

第7条 市長は、前条の請求又は振込みする口座が判明したときは、速やかに返還金を支払うものとする。ただし、返還金の対象者に市営住宅使用料等の滞納がある場合には、当該滞納額に充当することを優先して行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、市営住宅使用料等が生活保護費により支払われたものの取扱いについては、関係機関と別途協議の上、処理する。

(支払の通知)

第8条 市長は、前条の規定による支払いが行われるときは、市営住宅使用料等返還金支払(充当)通知書(様式第4号)により対象者へ通知するものとする。

(返還金の返納)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって返還金の支払いを受けた者に対し、当該返還金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項本文に規定する第一号事業の指定事業者の指定について、同法第115条の45の5の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和8年3月9日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	株式会社F a m s t a t i o n
主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市桜区白楯39番2
代表者の氏名及び職名	代表取締役 木村 薫
事業所の名称	コンパスウォークかんな
事業所の所在地	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1278-1
介護保険事業所番号	4771700103
指定年月日	令和8年4月1日
指定の有効期間	令和8年4月1日 ～ 令和14年3月31日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業 (旧介護予防通所介護相当サービス)

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年3月10日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 の 目	納 税 義 務 者
12114	差押調書（謄本）	国民健康保険税	玉城 道保

名護市告示第37号

名護市生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月10日

名護市長 渡具知 武豊



名護市生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱の全部を改正する要綱 ～別紙

名護市生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱の全部を改正する要綱
名護市生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱（平成27年告示第95号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知及びその他の関連通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 自立相談支援等事業は、生活困窮者自立相談支援等制度に関する厚生労働省通達等に基づき、市が実施主体となる。

2 自立相談支援等事業の実施に当たっては、支援決定等の市が行うべき業務を除き、自立相談支援等事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、次の要件を満たす社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める団体に業務の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

- (1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を名護市との間で直接締結できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近の1年間において、市税(名護市に対し納付義務があるもの)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 名護市暴力団排除条例(平成23年名護市条例第7号)第5条第1項に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 官公庁又は各種法人等の公共組織体において、本業務に類似した業務の実績を有すること。
- (7) 業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

（実施事業）

第3条 市は、法第5条、第6条、第7条第1項及び同条第2項に掲げる事業のうち、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者住居確保給付金事業
- (3) 生活困窮者居住支援支援事業（居住支援事業のうち地域居住支援事業を除く。）
- (4) 子どもの学習・生活支援事業
- (5) 生活困窮者就労準備支援事業

(6) 生活困窮者家計改善支援事業

2 法第7条第2項に掲げるその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業については、必要に応じて予算の範囲内で実施するものとする。

(支援対象者)

第4条 前条第1号及び第3号による支援が必要と認める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 市が設置する福祉事務所（以下「市福祉事務所」という。）の所管区域内に居住地を有する者又は居住地が明らかでない者のうち市福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者

(2) 対象となる事業の利用規約等の規定に反していない者又は著しく反したことがない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間)

第5条 省令第12条第1項ただし書きの規定により市が定める期間は、3月までとする。ただし、就職活動等要件を満たし、かつ、3月終了時点において支給要件を満たしている場合は、申請に基づき3月の支給期間を2回まで延長及び再延長をすることができる。なお、その支給額は、延長申請時の収入に基づいて算出される金額とする。

2 省令第12条第2項の規定により市が定める期間は、当該支給期間を合算して9月を超えない期間とする。

(生活困窮者居住支援事業の期間)

第6条 省令第7条ただし書きの規定により市が定める期間は、3月までとする。ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、市長が必要と認める場合は、その期間を6月まで延長することができる。

(受託事業者の責務)

第7条 第2条第2項の規定により業務を受託した事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等を順守して自立相談支援等事業の実施にあたらなければならない。

2 関係機関との間で情報共有を行うことについては、支援の対象とする生活困窮者（第3条第4号に規定する事業については、当該支援を受けている子どもの保護者）から同意を得て実施しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

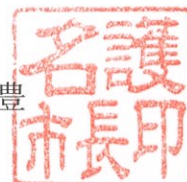
この要綱は、告示の日から施行する。

名護市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、公告・縦覧する。

令和8年2月12日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更した地区
- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 喜瀬・幸喜・許田 | (11) 屋部 |
| (2) 数久田・世富慶 | (12) 中山・宇茂佐 |
| (3) 為又 | (13) 旭川 |
| (4) 源河 | (14) 勝山 |
| (5) 稲嶺・真喜屋・仲尾次 | (15) 安和・山入端 |
| (6) 川上・親川・田井等 | (16) 久志・豊原・辺野古 |
| (7) 振慶名・山田・伊差川・仲尾 | (17) 二見・大川・大浦・瀬嵩・汀間・三原 |
| (8) 我部祖河・古我知・内原 | (18) 山入端 |
| (9) 呉我 | (19) 天仁屋・底仁屋 |
| (10) 屋我地 | |

関係書類について、名護市ホームページ及び欧倫水産部農業政策課に備え置いて縦覧に供する。

名護市公告第 9 号

沖縄県知事より、令和 8 年 2 月 25 日付け沖縄県達農第 34 号にて、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、名護市における高度公益機能森林の所有者又は管理者に対し、松くい虫の防除命令が発令されましたので公告します。

令和 8 年 3 月 4 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 命令内容 : 別紙のとおり
- 2 縦覧期間 : 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記により森林病虫害等の防除措置を行うことを命じます。

令和 8 年 2 月 25 日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

1 区域及び期間

(1)区域 今帰仁村、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に備え置いて縦覧に供する。

(2)期間 令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3 に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3 に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後 15 日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が 3 に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3 に規定する樹木を所有し、又は管理する者が、1 の(2)に定める期間内に 3 に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3 に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

松くい虫薬剤防除に対する御協力をお願い

松くい虫の防除対策につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内では、県木であるリュウキュウマツが松くい虫被害によって立ち枯れし、その被害がまん延して、森林資源の減少とともに、沖縄らしい風致景観を損なうなど、大きな社会問題となっております。

松くい虫被害は伝染性のものであり、放っておくと皆さまが所有（管理）されている松林へも被害がさらに拡大し、景観や地域防災上で重要な機能を持つ松林が消失してしまうこととなります。

このため県では、重要な機能を持つ松林については「高度公益機能森林（特に守るべき松林）」と位置づけ、防除の重点化を図っております。その一環として、森林病虫害等防除法に基づき、森林所有者（管理者）の皆さまに対し、所有する松林へ薬剤散布を実施していただくよう「防除命令」を行っております。

所有する松林においてご自身で薬剤散布を行う方がいらっしゃいましたら、令和8年3月27日（金）までに下記の沖縄県森林行政機関へ御連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、本来、松くい虫の防除対策は所有者（管理者）が行うことが原則となっておりますが、薬剤による防除対策は、個人で行うには大きな負担となることから、森林所有者（管理者）によって防除対策の実施が難しい高度公益機能森林については、森林所有者（管理者）の皆さまに代わり、県が費用を負担し、薬剤散布を実施することになります。（1回目：令和8年4月上旬頃、2回目：令和8年5月中旬頃を予定しています）。つきましては、松くい虫防除のための薬剤散布に、御理解下さいますようお願い申し上げます。

このことに関し、御不明な点がございましたら、下記の沖縄県森林行政機関まで御連絡下さい。今後とも、本県の松くい虫防除対策の推進に御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、沖縄県農林水産部森林管理課からのお知らせでした。

連絡先

沖縄県農林水産部森林管理課

TEL：098-866-2295

沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課

TEL：0980-52-2832

名護市公告第 10 号

名護市複合庁舎整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 4 日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 事業名 名護市複合庁舎整備基本構想策定支援業務委託
- 2 実施要項等は、市ホームページに公表及び政策推進課に備え付けることとする。

令和 8 年 3 月 10 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事（その1）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月31日
5	概要	水路整備工事 一式
6	入札日時	令和8年3月27日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第2会議室
8	予定価格 （消費税込み）	48,895,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年3月17日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年3月23日（月）正午
14	質問に対する回答	令和8年3月24日（火）
15	指名通知日	令和8年3月19日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和8年3月27日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年3月17日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年3月19日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。